



アメリカン・エクスプレス®・カード・サービス

加盟店規約

お問い合わせ
アメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットライン

0120-333983

通話料無料／9:00～17:00／土日祝休

www.americanexpress.com/jp/merchant



目次

アメリカン・エクスプレス・カード・サービス加盟店規約

1	総則	2
2	加盟店情報の届出義務	2
3	加盟店に対する調査等	3
4	信用販売の方法	4
5	カードの有効性等の確認	6
6	カード端末機	7
7	カード会員との間の紛議	8
8	立替払金の支払金額	8
9	立替払金の支払方法	10
10	立替払金の返還請求	11
11	保全措置	11
12	カード会員情報の保護	13
13	カード番号等の適切な管理等	13
14	漏えい等の事故時の対応	15
15	不正利用等発生時の対応	16
16	是正改善計画の策定と実施	16
17	不正利用被害の負担	17
18	通知	17
19	補償および責任の制限	17
20	契約期間および終了	18
21	契約違反による解除等	18
22	契約終了後の権利および義務	19
23	秘密保持および個人情報	20
24	知的財産権	21
25	表明、保証	22
26	税金	23
27	反社会的勢力との取引謝絶	23
28	その他	24
別表A 定義		26
別表B 店子による信用販売についての特則		30
別表C 加盟店情報の取扱い		32
別表D アメリカン・エクスプレスが加盟する 加盟店信用情報機関		36

アメリカン・エクスプレス・カード・サービス加盟店規約

第 1 条 総則

a 目的

本規約は、日本国内における加盟店による信用販売について、その条件等を定めることを目的とします。

b 定義

本規約にて使われる用語の定義は、本規約にて別に定めるもののほか、本規約の別表 A に定めるとおりとします。

c 本規約への同意

加盟店は、本規約のすべての条項について、加盟店契約の内容とすることに同意するものとします。加盟店は、カードの取扱いに関する運用方針および手続等を定める加盟店規程が本規約の一部を構成し、加盟店契約の内容となることに同意します（加盟店規程と本規約に矛盾抵触する箇所がある場合には、本規約が優先するものとします。）。加盟店は、本規約（加盟店規程を含む。以下同じ。）を十分に理解しなければならず、常に最新版を確認しなければなりません。加盟店規程およびその改定版は、当社のウェブサイト www.americanexpress.com/InternationalRegs または当社の指定するその後継のウェブサイトに掲載されます。

d 本規約の受諾

加盟店は、信用販売を行うことによって、本規約に従うことの同意を表明するものとします。加盟店は、本規約上の条項に同意しない場合は、加盟店は信用販売を行ったり、当社に対し立替払金の請求手続をとったり、アメリカン・エクスプレスのサービスを標榜する標識等の備品の表示を続けたりしてはなりません。その場合には、直ちに当社へ通知の上、すべてのアメリカン・エクスプレスのサービスの標識等の備品を当社に返却するものとします。

e 標識等の揭示

加盟店は、当社と別に合意する場合を除き、加盟店契約の有効期間中、加盟店の指定店舗の店頭（店内およびオンラインを含む。）に、目にとまりやすい形でアメリカン・エクスプレスの標章、ステッカーまたはその他の当社が指定する標識等を揭示するものとします。

f 本規約の適用範囲および第三者による信用販売の禁止

本規約は、当社と適用対象の加盟店間のみに適用されます。加盟店は、第三者の代わりに、承認を取得し、立替払金の請求または取消しを行い、または当社からの支払の受領をしてはならず、第三者に信用販売を行わせてはなりません。また、加盟店は、指定店舗での販売について、自己が行うものであることを確約し、指定店舗の店員、従業員、職員等による一切の行為について責任を負います。

第 2 条 加盟店情報の届出義務

a 加盟店情報の届出

加盟店は、加盟店契約の締結および継続に当たり、当社の求めがあった場合には、直ちに、加盟店および指定店舗に関する次の各号に記載の事項について、当社所定の方法により届け出るものと

します。

- (i) 加盟店の名称（個人である場合には氏名および生年月日）、住所および電話番号
- (ii) 加盟店が法人（人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の法人番号、代表者またはこれに準ずる者の氏名および生年月日
- (iii) 指定店舗の一覧
- (iv) 加盟店の取扱商材の種類および販売方法、または役務の種類および提供方法
- (v) 過去に受けた行政処分等の有無および内容、コンプライアンス体制、ならびに顧客からの苦情処理体制
- (vi) 前各号に掲げるもののほか当社が加盟店に対しあらかじめ通知する事項

b 変更の届出

加盟店は、前項各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。また、加盟店は、加盟店において事業を行う上で重要な変更が生じた場合であって、その変更が本規約に基づく当社のサービスに影響があるようなときには、直ちに当社に届け出るものとします。

c 定期的な報告の要求

当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができ、加盟店は、遅滞なくこれに応じなければなりません。

第 3 条 加盟店に対する調査等

a 加盟店に対する調査

以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

- (i) 加盟店または受託者（第 13 条（カード番号等の適切な管理等）第 d 項第 (i) 号で定義する受託者をいう。本条において同じ。）においてカード番号等が漏えい、滅失もしくは毀損またはそのおそれが生じたとき。
- (ii) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
- (iii) 加盟店が前条（加盟店情報の届出義務）、第 5 条（カードの有効性等の確認）、第 13 条（カード番号等の適切な管理等）から第 16 条（是正改善計画の策定と実施）までのいずれかに違反しているおそれがあるとき。
- (iv) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法（昭和 36 年法第 159 号、改正を含む。）に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。

b 調査の方法

前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。

- (i) 文書または口頭により必要な事項の報告を受ける方法
- (ii) カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
- (iii) 加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
- (iv) 加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

c デジタルデータおよび機器に関する調査

前項第 (iv) 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。

d 調査費用の負担

当社は、第 a 項第 (i) 号または第 (ii) 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第 a 項第 (i) 号に基づく調査については、加盟店が第 14 条（漏えい等の事故時の対応）第 a 項第 (i) 号および第 (ii) 号に定める調査ならびに同条第 c 項第 (i) 号および第 (ii) 号に定める報告に係る義務を遵守している場合、また第 a 項第 (ii) 号に基づく調査については、加盟店が第 15 条（不正利用等発生時の対応）第 a 項に定める調査および同条第 b 項に定める報告に係る義務を遵守している場合には、本項を適用しないものとします。

第 4 条 信用販売の方法

a 信用販売

加盟店は、本規約に基づき、指定店舗における物品およびサービスに対する支払について、有効なカードを差別することなく信用販売を行わなければならないものとします。本項の規定は、販売の手段（対面、電話、郵便、インターネットその他の手段）にかかわらず適用されます。

b 支払手段の提示

加盟店は、顧客に取扱い可能な支払方法を提示する場合は、必ずアメリカン・エクスプレス・カードによる決済ができることを示さなければならず、その他の支払手段と差別することなく、それらの支払手段の場合と同様の方法で、かつ同じように分かりやすく、当社および当社の関連会社の標識等を表示しなければなりません。加盟店は、当社が取扱い可能な支払方法の提示に関して別途指示をし、またはガイドラインを提示する場合には、当該指示または当該ガイドラインを遵守するものとします。

c 差別的取扱いの禁止

加盟店は、直接的か間接的かを問わず、以下のことを行ってはなりません。

- (i) カード会員にカードの使用を控えさせようとする。
- (ii) カードまたは当社のサービスまたはプログラムについて、批判したり、誤った理解をさせたりすること。
- (iii) カード会員に対し、その他の支払手段または他の支払方

法（例えば現金払い）を使用するように説得しようとしたり、促したりすること。

- (iv) カードに優先して、その他の支払手段（加盟店が指定店舗でのみ使用するために発行する加盟店自身のカードを除く。）の使用が促進される行動をすること。
- (v) カードの使用を希望するカード会員に対し、その意向が抑制させるような言動をすること。
- (vi) カード会員に、追加料金を請求したり、価格を上乗せしたりすること。
- (vii) 当社および当社の関連会社の事業またはブランドを害する活動に携わること。
- (viii) 信用販売について、その他の支払手段には要求しない何らかの制限または条件を課し、またはカードまたはカード会員を経済的に不利益に取り扱うこと。

d 禁止事項

加盟店は、カード会員が加盟店から物品またはサービスを真正に購入する場合を除き、信用販売を行わないものとします。例えば、以下の目的での支払には信用販売を行ってはいけません（なお、以下は例示であって、必ずしもこれらに限定されません。）。

- (i) 損害、損失、違約金、または罰金。
- (ii) 加盟店の物品またはサービスの通常の価格（およびそれに適用される税）を超える費用負担や手数料、またはカード会員の承認を得ていない立替払金。
- (iii) 過去の売掛金の精算、または不渡小切手の現金化。
- (iv) かけごと、賭博等のかけ金の精算または決済。
- (v) インターネット上の成人向きデジタルコンテンツの料金の精算または決済。
- (vi) 現金の立替、キャッシュバックまたは同等の行為。
- (vii) 第三者による販売の精算または決済。
- (viii) 加盟店の指定店舗における物品またはサービスの真正な販売に該当しない金額の精算または決済。例えば、資金繰りを目的とする、加盟店または指定店舗のオーナーもしくはその家族または従業員その他の者による指定店舗における購入。
- (ix) 当社、加盟店またはカード会員に適用ある法律上違法な物品販売またはサービスの提供。例えば、麻薬密売、第三者の権利を不当に侵害する物品の販売。
- (x) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号、改正を含む。）に違反する販売。
- (xi) 消費者契約法（平成 12 年法律第 57 号、改正を含む。）第 4 条の規定により契約の取消しが可能である販売。
- (xii) 特定商取引に関する法律に定める連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引またはこれらに類する取引
- (xiii) 公序良俗に反する販売その他無効や取消しとなる可能性のある販売。
- (xiv) 当社がその裁量によりカード会員の利益の保護の観点から不適切と判断する販売。
- (xv) 投資収益を得る目的で、物品またはサービスの将来的な資産価値に対してなされる投資。
- (xvi) 当社が加盟店に通知するその他の場合。

e カード会員への情報提供

加盟店は、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 5 項に基づき、同

項および同法施行規則第 54 条に定める事項について、電磁的方法によってカード会員に情報提供を行い、またはカード会員の要請があった場合にはそれらの事項を記載した書面をカード会員に交付するものとします。また、割賦販売法の適用の有無にかかわらず、加盟店は、カード会員に対し、当社が要求する事項以外の事項を売上票に記載するよう求めてはなりません。

f 分割払い

加盟店は当社の「分割払い」制度を利用できる場合があります。それによって、カード会員は、分割払いで物品の代金またはサービスの対価の決済ができます。この制度を利用するには、加盟店は、当社の承認を受けたうえ、分割払いによる信用販売を行うことができるようカード端末機を更新しなければなりません。カード会員が分割払いでの支払を選んだ場合、加盟店は、金額、支払回数を含む分割払いの条件について、当社に対し、承認申請をしなければなりません。当該承認申請がなされた場合、カード端末機に当該カードによる分割払いの可否および、カード会員が分割払いを利用可能な場合は当該カード会員が利用できる支払回数が表示されます。分割払いによる立替払金の承認を取得後、加盟店は次の処理を実施しなければなりません。

- (i) 承認を取得した分割回数で決済請求すること。
- (ii) 売上票に分割回数を記録すること。

g ボーナス一括払い

加盟店は、当社の「ボーナス一括払い」制度を利用できる場合があります。これにより、カード会員は、物品の代金またはサービスの対価の相当額の支払を最長 6 か月後の夏または冬の指定日に一括で支払うことができます。この制度を利用するには、加盟店は、当社の承認を受けたうえ、ボーナス一括払いによる信用販売を行うことができるようカード端末機を更新しなければなりません。カード会員がボーナス一括払いでの支払を選んだ場合、加盟店はボーナス一括払いの承認申請をしなければなりません。当該承認申請がなされた場合、カード端末機に当該カードによるボーナス一括払いの可否が表示されます。ボーナス一括払いによる立替払金の承認を取得後、加盟店はボーナス一括払い用加盟店番号（通常の加盟店番号とは異なります。）で立替払金を処理しなければなりません。当社は、加盟店に対し、夏期中に発生したボーナス一括払いの立替払金は夏期の支払日に、冬期中に発生したボーナス一括払いの立替払金は冬期の支払日に支払います。ボーナス一括払い制度での加盟店への支払方法（支払サイクル（夏期および冬期の期間ならびにそれぞれの支払日を含みます。））は、加盟店の制度利用が承認された際に当社から加盟店に通知されます。

第 5 条 カードの有効性等の確認

a 不正利用に該当しないことの確認

加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法その他の適用のある法令に定める基準に従うとともに、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認し、当該信用販売が偽造カードの利用やなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことの確認をしなければなりません。この場合において、加盟店は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとしま

す。

- (i) 対面型の場合
 - ①提示されたカードの有効性
 - ②カードの提示者とカードの名義人との同一性
- (ii) 非対面型の場合
 - ①通知されたカード番号等の有効性
 - ②当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。

b 確認措置の具体的方法および態様

- (i) 加盟店は、前項の確認のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様について、別途当社と合意するものとします。
- (ii) 加盟店は、前号の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議しなければなりません。
- (iii) 当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第 6 条 カード端末機

a カード端末機の用意

加盟店は、原則として、自己の責任と負担において、カード端末機を用意するものとします。

b 当社から提供を受けたカード端末機

加盟店が当社から提供を受けたカード端末機（以下「当社カード端末機」といいます。）の所有権は、当社に帰属します。加盟店は、当社カード端末機を損傷、移動もしくは廃棄し、これに変更を加え、またはこれを第三者に使用させてはならないものとします。加盟店は、当社カード端末機に何らかの欠陥、故障または異常がある場合には、直ちに当社に通知するものとします。加盟店は、当社に対し、加盟店による当社カード端末機（インプリンターを含む。）の使用または不使用に関して生じたすべての損害および費用（訴訟、主張に対応する費用および弁護士費用を含むが、これに限られない。）を補償するものとします。

c 第三者から提供を受けたカード端末機の使用

加盟店は、第三者から提供を受けたカード端末機（以下「第三者カード端末機」といいます。）を信用販売のために使用する場合には、事前に当社の承認を得なければならないものとします。当社および当社の関連会社は、稼動性能、当社および当社の関連会社のコンピュータシステムとの適切な通信能力、機能維持、およびそれらに関係するあらゆるコストを含む、第三者カード端末機の運用に関する責任を有しません。

d カード端末機の使用の変更または停止の要請

加盟店は、カード端末機を使用して行う取引データの電子送信

を変更または停止するよう当社から要請された場合には、これに応じなければなりません。その場合の変更または停止に関わる費用はすべて加盟店の負担になります。

e カード端末機の使用の変更または停止の事前通知

加盟店は、カード端末機を使用して行う取引データの電子送信の変更または停止を予定する場合には、当社に対し、速やかに、かつ10日前までに、書面による通知をしなければなりません（別の第三者のカード端末機その他への切り替えを希望する場合は、本項に基づく通知に加え、当該切り替えを希望するカード端末機について、第c項に基づく承認が必要です。）。

第7条 カード会員との間の紛議

a 販売契約に関する紛議への対応

物品またはサービスの内容に関する紛議その他の販売または役務提供に係る契約に関する加盟店とカード会員との間の紛議は、加盟店において対応しなければなりません。なお、本項は、紛議がある場合に、当社が加盟店契約に基づいて当社の判断で立替払金の額の処理を行うことを妨げるものではありません。

b 割賦販売法の支払停止の抗弁の主張への対応

カード会員が、立替払金について、割賦販売法第30条の4（第30条の5において準用する場合も含む。）に基づく支払停止の抗弁をカード会社に主張することが判明した場合には、当社は、加盟店に対しその旨を通知するものとし、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。また、加盟店は、以下の対応を行うものとします。

- (i) カード会員の支払停止の抗弁の主張が、加盟店に対する当該立替払金の支払前になされた場合、当社はその抗弁事由が解消されるまで、加盟店に対する当該支払を停止することができず。カード会員の支払停止の抗弁の主張が、加盟店に対する当該立替払金の支払後になされた場合、加盟店は、当社からの請求があり次第直ちに当該支払額相当額を当該立替払金に係る返還請求権の保証金として当社に差入れるものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引けるものとします。
- (ii) 上記第(i)号の保証金は、当該抗弁事由が解消したとき、当社より加盟店に返還します。ただし、加盟店契約に基づき、当社が加盟店に対して当該立替払金について返還請求権を行使した場合、保証金は当該返還請求権に係る債務に充当するものとします。

c 加盟店とカード会員間の金銭の授受

第a項および第b項の場合において、加盟店は、これらの紛議および抗弁事由の解決に当たり、当社の事前の承諾なく、カード会員に対する金銭の交付その他の金銭の授受を行ってはならないものとします。これに違反したことにより生じる一切の責任は、加盟店が負うものとします。

第8条 立替払金の支払金額

a 支払額

当社は、指定店舗から当社所定の方法で請求を受けた立替払金の合計額から以下を差し引いたものを、加盟店の指定銀行口座へ支払います（以下、加盟店による立替払金の請求処理を「決算請求」ということがあります。）。当社が別に合意する場合を除き、すべての支払は現地通貨（すなわち、日本円）でなされます。当社は、本規約に基づく支払について、加盟店に対してのみ支払い、加盟店以外の者に支払を行う義務を負いません。

- (i) 加盟店手数料その他適用される手数料。
- (ii) 加盟店が当社に対して支払義務を負う金額。
- (iii) 当社が加盟店に対して提供するサービスまたは物品等に関して、当社が負うべきまたは負うことになる租税公課。
- (iv) 本規約またはその他の契約に基づき留保または控除する金額。
- (v) 当社が立替払金の返還請求権を有する金額。
- (vi) 加盟店が取消しを行った立替払金（当社所定の方法で伝達するものとする。）。

b 手数料

加盟店手数料率は、当社から別途加盟店にお知らせします。当社は、加盟店の取扱高に応じて加盟店手数料率を決定し、加盟店の年間取扱高に基づいて加盟店手数料率を見直し変更する権利を有します。当社は、60日前までに加盟店手数料率の変更を通知します。当社は、加盟店の異なる業種の指定店舗が請求する立替払金の決済には異なる加盟店手数料率を適用する権利を有します。加盟店に適用されるその他の手数料は本規約に定められているか、または随時加盟店に対し通知されます。

c 誤謬および処理漏れの通知

加盟店は、加盟店手数料、または立替払金の請求もしくは取消しに関わる支払またはその他の手数料について、何らかの誤謬または処理漏れがあった場合、当該誤謬および漏れが含まれる当社書面の日付から6か月以内に、その旨を書面で当社に通知しなければなりません。かかる通知がなされなかった場合、当社は、当社書面上の金額は完全かつ正しいものとみなします。加盟店が、その指定銀行口座情報の更新または変更を速やかに当社に届け出なかったために生じた、加盟店へのいかなる支払の遅延または支払先の誤りについても当社は責任を負いません。

d 誤支払

当社は、本規約に基づく加盟店への支払に誤りがあったことが判明した場合、即座に当該誤支払額を回収するために立替払金の返還請求権を行使することができるものとします。加盟店に支払われる必要のない支払を受けたことに気づいた場合、第18条第a項の規定にかかわらず、直ちにアメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットライン宛てに通知し速やかに当社に返金しなければなりません。加盟店が当社に通知したか否かを問わず、当社は当該誤支払額を回収するまで加盟店への支払を留保することができるものとします。

e カード会員からの回収

加盟店は、カードで行われたすべての購入について、カード会員に代金を請求せず、かつカード会員から代金を受領しないものとします。ただし、当社が当該立替払金につき返還請求権を行使し、加盟店が当社に当該立替払金の全額を払い、かつ加盟店にそうする権利がある場合はこの限りではないものとします。

f 源泉徴収

当社は、米国法およびアメリカン・エクスプレスまたはその関連会社に適用されるアメリカ合衆国およびその他の管轄地のすべての法律に従い、加盟店への支払額から源泉徴収し、当該資金を関連政府機関に送金する権利を有します。その法律には、アメリカ合衆国の税法を含みますが、これに限定されるものではありません。

第 9 条 立替払金の支払方法

a 支払方法

加盟店は、当社が随時提供する支払方法の中から希望するものを選ぶことができます。加盟店が選択する支払方法によっては、電子的決済請求や加盟店への実地検査の実施など何らかの条件が適用される場合があり、ご希望に沿えない場合があります。加盟店への支払方法は、当社から加盟店に通知されます。支払方法の変更には数日を要する可能性があります。また、当社は、いつでも支払方法を変更することができ、加盟店の希望にかかわらず他の支払方法にて支払を行うことができるものとし、かかる場合は、変更後の支払方法または当該他の支払方法の条件を加盟店に通知します。

b 入金

当社は、支払方法に応じて定められる締日までに受領した立替払金の決済請求を基にして、加盟店の支払方法に応じた支払日に、加盟店の指定銀行口座に振り込む方法によって前条（立替払金の支払金額）第 a 項の支払額を支払うものとします。当社の処理センターにおける決済請求の受領が締日当日の受付締切時間を過ぎた場合は、当該決済請求は、翌営業日に受領された扱いになります。加盟店の金融機関によって入金が拒絶された場合または処理が不適切に行われた場合、当社は責任を負いません。

c 振込通知書

当社は、加盟店への支払金額を通知する振込通知書を加盟店に送付、または電子形式によって提供します。

d 不適切な入金

加盟店は、当社から不適切な入金を受けた場合には、当社に対し、かかる入金額を返金するものとします。

e 指定銀行口座の開設および維持

加盟店は、指定銀行口座に関して当社の求める情報を当社に提供するものとします。加盟店は、当該金融機関の変更を含め、加盟店の指定銀行口座に変更があったときは直ちに当社に通知しなければなりません。加盟店は、加盟店契約のため、指定銀行口座を維持しなければなりません。

f 指定銀行口座への振込みの不能

加盟店の指定銀行口座が当社の基準を満たさない場合、またはその他の理由により当社が加盟店契約および本規約のための指定銀行口座を確認することができない場合、当社は、当社が受け付けできる銀行口座を加盟店が指定し、当社がかかる銀行口座に加盟店への支払を振込入金することができるようになるまで、加盟店への支払を一時停止することができ、この場合、遅延損害金は発生しないものとします。また、この場合、当社は、加盟店による信用販売の権限を直ちに差し止めることができるものとします。

g 再振込用の指定銀行口座の指定要求と再振込

前項の場合その他当社から指定銀行口座への入金が金融機関により受け付けられない場合、当社は、加盟店に対し、再振込用の指定銀行口座の指定を要求し、加盟店によって指定された指定銀行口座へ再振込をします。

第 10 条 立替払金の返還請求

a 立替払金の返還請求権の行使

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、立替払金の支払いに関して返還請求権を有します。当社が、本項に基づく措置を講ずる際は、あらかじめその旨を加盟店に通知します。当社が加盟店に支払を行ったときに、上記の事実があったことを知っていたとしても、当社が立替払金の返還請求権を放棄したものと解釈されてはならないものとします。

- (i) カード会員がカード会社に紛議を通知し、これをアメリカン・エクスプレスが正当とみなした場合
- (ii) カード会員が当社に対する支払を留保する法的権利を有する場合
- (iii) 立替払金に関して不正が行われまたはそれが疑われる場合
- (iv) インターネット配信取引販売業者、または自動給油装置による給油販売業者として業種が分類されている指定店舗（当社は、業種を随時追加する権利を有します。）における信用販売について、当社が疑義があると認めたものの。
- (v) 指定店舗における信用販売について、過去の実績または当該同種の業種における業界基準と比較して異常に多数または高額の不正取引または紛議があると当社が認めた場合
- (vi) 加盟店が加盟店契約の定め（本規約別表、加盟店規程を含む。）に違反する場合

b 立替払金の返還請求権の行使方法

当社は、当社から加盟店への支払からの控除、保留、差引、または相殺により、あるいは、当社に対して加盟店が支払義務を負っている旨を通知してその支払を請求することにより（この場合、加盟店は遅滞なくこれを当社に支払わなければなりません。）、また、当社がまだ加盟店に支払っていない立替払金の決済を取消す等により、立替払金の返還請求の対象となる立替払金の全額を回収します。当社が支払請求をしなかったとしても、当社は立替払金の返還請求権を放棄することにはなりません。

第 11 条 保全措置

a 権利保全

当社は、加盟店が加盟店契約もしくはその他の契約で定められた当社に対する義務を果たすことができない、もしくは果たそうとしないおそれがあると考えられる場合、次の各号の措置その他の当社が必要とみなす合理的措置をとる権利を有します。

- (i) 立替払金の支払の時期または方法を変更すること。
- (ii) 加盟店手数料の料率または加盟店への支払方法（支払サイクル）を変更すること。
- (iii) 立替払金の返還請求権を行使すること。
- (iv) 加盟店への支払いを一時保留または停止すること。
- (v) 追加的な承認手続を導入すること。

b 引当金

当社は、以下の方法によって、引当金を設定できるものとします。

- (i) 本規約に基づく加盟店への支払額から差引くこと。
- (ii) 加盟店に対し、引渡し前の物品またはサービスの価値から合理的に妥当であると考えられる金額、および不正取引またはその他の理由により立替払金の返還請求の対象になりうる金額を補うのに十分な金銭の預託を要求すること。これらの額または資金を以下「引当金」といいます。引当金の金額は随時変更されることがあります。当社は、当社または当社の関連会社の加盟店契約およびその他の契約上の金銭的リスクを補うのに合理的かつ必要と当社が考える額のみを留保します。

例えば以下のような事由があった場合に、当社は引当金を設定できるとします。

- (A) 加盟店が事業の主要部分を停止または事業に不利な変更を行った場合。
- (B) 加盟店が加盟店の資産の全部または実質的に全部を売却した場合。または第三者が加盟店の発行する株式の25%以上を取得した場合。
- (C) 加盟店が事業不振に見舞われた場合。
- (D) 加盟店が債務超過になった場合。
- (E) 加盟店の指定店舗で紛議のある掛金勘定が異常に多く、または額が大きい場合。
- (F) 合理的に見て、加盟店が本規約およびその他の契約に定められた義務を果たせないと思われる場合。
- (G) 加盟店が締結しているその他の支払手段の受入または取扱に関しての契約の相手方たる第三者から、その権利を守る為の法的なアクションを受けたとき。

加盟店は、上記の事由のいずれかが発生した場合、速やかに当社に通知しなければならないものとします。

c 相殺

当社は、本規約またはその他の契約に基づき当社または当社の関連会社に対して加盟店が負っている債務について、当該債務の期限の到来または条件の成就の有無を問わず、当社が、当該債務額から当社の支払債務額（立替払金、保証金または引当金の支払を含みますが、これらに限られません。）またはその他のすべての当社の加盟店に対する債務額を控除もしくは差し引くことまたは相殺することができることを合意します。また、当社は、加盟店へ事前に通知することなく、この処理を行うことができるもの

とします。

d 信用販売の停止

当社は、何らの予告または通知をすることなく、当社の裁量において、法的またはコンプライアンス上のリスク、クレジットまたは不正取引による損失のリスクを含む事業上の合理的な判断に基づき、(i) 指定店舗における信用販売もしくは信用販売の継続を停止させ、または (ii) 指定店舗が信用販売を行う権限を一時停止することができま

e 情報提供

加盟店は、当社の請求があれば速やかに、直近の決算書を含む財務、信用および事業に関する情報を提供しなければなりません。

第 12 条 カード会員情報の保護

a データセキュリティ

カード会員情報の保護は、アメリカン・エクスプレスにとって非常に重要です。加盟店は、当社が定め、また随時改定し加盟店規程で公表する、当社のDSOPを遵守するものとします。DSOPに基づき、加盟店は、(i) データ事故があった場合の補償の義務を負うとともに、(ii) 認定第三者セキュリティ評価機関または認定ネットワーク脆弱性スキャン・テスト業者のいずれか、あるいは両者による、自己のペイメントカード業界データセキュリティ基準(PCIDSS)の基準遵守に関する調査報告書類を当社に提出する等、カード取引件数に応じて追加の義務を負います。加盟店がカードについて採用するデータセキュリティ措置は、いかなる点においても、加盟店が取り扱うその他の支払手段に採用する措置に比して劣るものであってはなりません。

b データ共有

加盟店が立替払金の処理を円滑に行うために収集する情報は、第三者からではなくカード会員から直接提供を受けなければなりません。加盟店は、カード会員の明示の同意を得ないで、販売時または承認時のいずれかにおいてカード会員から取得したカード会員情報を、加盟店関係者以外の第三者と共有してはなりません。加盟店がカード会員情報を海外の受取人に転送する場合、加盟店は受取人をして常に個人情報保護法を遵守させるものとします。カード会員が、販売時に、加盟店とその販売に関係する他社とを明らかに区別できるように、加盟店は物品またはサービスの提供を行っている主体が誰であるかをカード会員に明確かつ分かりやすく知らせなければなりません。

第 13 条 カード番号等の適切な管理等

a 取扱いの制限

加盟店は、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはなりません。

b カード番号等の管理措置

加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、以下の各号の措置を実施するものとします。

- (i) 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管

理のために必要な措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- (ii) 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、セキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければなりません。

c カード番号等の管理措置の具体的方法および態様

- (i) 加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様(加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含む。)を、当社に通知するものとします。
- (ii) 加盟店は、前号の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議しなければなりません。
- (iii) 当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店の講じる措置の方法または態様がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失または毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

d カード番号等の取扱いの委託

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、当社の事前の書面による同意を取得するものとし、以下の基準に従わなければなりません。

- (i) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者(以下「受託者」という。)が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- (ii) 受託者に対して、第b項各号と同等の義務を負担させること。
- (iii) 受託者が第c項第(i)号で定めた具体的方法および態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および当該方法または態様について、第c項第(iii)号に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (iv) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
- (v) 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- (vi) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失もしくは毀損またはそのおそれ

が生じた場合、次条(漏えい等の事故時の対応)各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。

- (vii) 加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第3条(加盟店に対する調査等)に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- (viii) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第14条 漏えい等の事故時の対応

a 漏えい等の事故時の措置

加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失もしくは毀損またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は、当社のDSOP上で求められている事項に加え、遅滞なく以下の措置を執らなければなりません。

- (i) 漏えい、滅失または毀損の有無を調査すること。
- (ii) 前号の調査の結果、漏えい、滅失または毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏えい、滅失または毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。)その他の事実関係および発生原因を調査すること。
- (iii) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
- (iv) 漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表または影響を受けるカード会員に対してその旨を通知すること。

b 被害拡大防止措置

前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

c 当社への報告

加盟店は、第a項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、第a項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければなりません。

- (i) 第a項第(i)号および第(ii)号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
- (ii) 第a項第(i)号および第(ii)号の調査につき、その途中経過および結果
- (iii) 第a項第(iii)号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
- (iv) 第a項第(iv)号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
- (v) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項

d 当社によるカード会員への通知

加盟店または受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失または毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく第 a 項第 (iv) 号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまたは漏えい、滅失または毀損したカード番号等に係るカード会員に対して通知することができます。

第 15 条 不正利用等発生時の対応

a 是正および再発防止のための調査ならびに計画の策定および実施

加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用が継続的に一定金額を超えてなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければなりません。

b 当社への報告

加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければなりません。

第 16 条 是正改善計画の策定と実施

a 是正改善計画の策定実施の要求

以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

- (i) 加盟店が第 13 条（カード番号等の適切な管理等）第 b 項、第 c 項 (iii) 号もしくは同条第 d 項の義務を履行せず、または受託者が同条第 d 項第 (ii) 号もしくは第 (iii) 号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
- (ii) 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれがある場合であって、第 14 条（漏えい等の事故時の対応）第 a 項第 (iii) 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (iii) 加盟店が第 5 条（カードの有効性等の確認）に違反しまたはそのおそれがあるとき。
- (iv) 加盟店の行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第 15 条（不正利用等発生時の対応）の義務を相当期間内に履行しないとき。
- (v) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

b 当社による是正改善計画の提示

当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是

正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第 17 条 不正利用被害の負担

a 対面販売の場合

加盟店は、提示されたカードが IC カードまたは IC カードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず、第 5 条（カードの有効性等の確認）に反して信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたカードに係るカード会員が当該カード会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に関して立替払金の返還請求権を有します。なお、本項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはなりません。

b 非対面販売の場合

加盟店が行った信用販売について、不正利用がなされたものであるときには、当社は、加盟店に対し、当該不正利用に関して立替払金の返還請求権を有します。ただし、AESK プログラムに加盟店が参加し、特定の要件を満たす取引についてはこの限りではありません。なお、本項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはなりません。

第 18 条 通知

a 当社への通知

当社への通知・連絡は、書面により行うものとし、当社の住所への郵送によるものとします。当社へ送られた通知・連絡は、当社の諸規則および手続に従って処理されますが、追加の情報または書類を求める場合があります。

b 書類送付先

前項における当社の住所とは、別段の指定がない限り、以下のとおりとします。

〒 105-6920 東京都港区虎ノ門 4-1-1
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド
加盟店事業部門

c 加盟店への通知・連絡

通知・連絡の内容によって、当社から加盟店への通知・連絡には、面談、書面、または電子的手段が使われることに加盟店は同意するものとします。加盟店は、連絡先に変更があるときにはあらかじめ当社に通知しなければなりません。本項において、「電子的手段」とは、加盟店が指定したアドレスへの電子メール、または当社のウェブサイト www.americanexpress.com/japan/merchants にて通知・連絡を行うことを意味します。

第 19 条 補償および責任の制限

a 補償

加盟店は、本規約の違反または不履行に起因する、または起因したと申し立てられた、またはそれに関連する、損害、責任、損失、経費および費用（弁護士費用を含む。）のすべてについて、カード会社、ならびにこれらの正当な承継人および譲受人（以下「カード会社等」という。）が損害を被った場合には、当該損害を完全に補償するものとします。カード会社等に対する加盟店の補償義務は、加盟店による物品またはサービスの不提供、加盟店、その従業員または代理人による故意、重過失もしくは過失による行為または不作為、加盟店が販売する物品またはサービスの販売促進活動、加盟店、その従業員、代理人または請負業者による本規約または適用される法律もしくは規則への違反にも適用されます。本条の規定は、加盟店契約終了後も効力を失いません。

b 責任制限

カード会社等は、加盟店に対し、カード会社等が運用するカード端末機、振込サービス、ネットワークまたは他の機器または関連機器のカード会社等の合理的に可能な管理が及ばない誤作動、利用不能、処理の失敗または遅延についての責任を負いません。カード会社等は、本規約に起因または関連して、（契約に基づくか、過失責任、厳格責任、詐欺その他を含む不法行為に基づくか、または法律、規則、その他の法的規範に基づくかにかかわらず）いかなる種類の偶発的、間接的、投機的、結果的、特別な、または懲罰的損害について、相手方に対し責任を負いません。加盟店およびカード会社等は、回線会社または銀行システムによって引き起こされた遅延または問題に起因する損害について、相手方に対し責任を負いません。ただし、このことは当社の立替払金の支払留保および返還請求を行う権利または加盟店契約に基づき引当金を設定する権利に影響を与えないものとします。

第 20 条 契約期間および終了

a 発効日

加盟店契約の拘束力は、当社が加盟店の申込書を承認した時に発生します。

b 中途解約

いずれの加盟店契約の当事者も、相手方に対し、30 日前の日までに書面による通知することにより、任意の日加盟店契約を解約することができます。

c 不稼働による解約

加盟店が 12 カ月以上継続して立替払金の決済請求を行わない場合、当社は加盟店による加盟店契約の合意解約の申出があったものとみなし、その申出を受けて加盟店の信用販売を停止し、加盟店契約を解約することができるものとします。当社は、加盟店のカード端末機の設置会社に加盟店契約の終了を通知する権利を有します。本項に基づく解除の申出は、本規約において加盟店が有するその他の解約権または解除権を行使することを排除するものではありません。

第 21 条 契約違反による解除等

a 契約違反による解除

いずれの加盟店契約の当事者も、相手方が重大な契約違反をした場合であって、当該違反を具体的に指摘した書面による通知から 30 日以内にかかる違反が是正されないときは、加盟店契約を解除することができます。

b その他の解除事由

当社は、次の事由のいずれかが発生した場合、何らの催告または事前通知をすることなく、直ちに加盟店契約を解除することができます。本項に基づく加盟店契約の解除は、加盟店が当社の解除通知を受領した後直ちに効力を生じます。当社が加盟店に解除を通知した後に、加盟店が立替払金を発生させたとしても、当社は、加盟店に対しその立替払金の支払を行わない場合があります。なお、当社は、本項に基づく加盟店契約の解除を決定した場合には、事務的に可能な範囲で速やかに加盟店に通知します。

- (i) 加盟店が加盟店契約またはその他の契約に定める義務を履行しない場合であって、当社が当該不履行を書面により通知した日から相当期間内に義務が履行されないとき。
- (ii) 加盟店が不正なまたは違法な商取引、または違法行為に関与していると当社が合理的に判断する場合。
- (iii) 監督官庁から営業の停止または許認可等の取消しその他の重大な行政処分を受けた場合、または行政もしくは裁判所より指導、命令等を受け、当社が加盟店として不適当であると判断した場合。
- (iv) 加盟店が当社以外の者との債務または義務に関わる契約について不履行を行い、かかる債務または義務の期限の利益を失い、または当該権利者が加盟店の資産を売却し現金化する権利を得た場合。
- (v) 差押え、仮差押え、仮処分の上立てもしくはその命令または滞納処分を受けた場合。
- (vi) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合、私的整理を行う旨の通知があった場合、または合併によらず解散もしくは営業の廃止をした場合。
- (vii) 加盟店が債権者の権利行使からの保護を目的とする法的手続をとるか、またはこれに同意する場合。
- (viii) 加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合。
- (ix) 加盟店が取扱った信用販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、または会員以外の第三者によるカードもしくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いと当社が認めた場合、その他加盟店の信用販売について疑義があり加盟店として不適当であると当社が認めた場合。
- (x) 加盟店が加盟店契約またはその他の契約に定められた加盟店の義務を履行しないおそれがあると当社が判断する場合。

c 通知義務

前項各号のいずれかの事由が発生したことを知ったときは、加盟店は、24 時間以内に当社に通知するものとします。

第 22 条 契約終了後の権利および義務

a 契約終了後の措置

加盟店およびその承継人および譲受人は、*加盟店契約*終了後直ちに未払金を支払わなければなりません。*加盟店契約*が終了した場合は、*加盟店*は、*当社*および*当社の関連会社*の*標識等*のすべての表示を取り外し、*当社の*資材および機器を直ちに返却し、*加盟店契約*終了前に発生した立替払金およびその取消の決済請求を行わなければなりません。

b 加盟店契約終了時の相殺合意

*当社*と*加盟店*は、*加盟店契約*が終了した場合には、*加盟店*が*当社*と*当社の関連会社*に対して負う債務の全額について、*当社*が*加盟店*に対して負う債務と対当額で相殺できるものとします。

c 存続条項

*加盟店契約*終了後も、*加盟店契約*終了日以前の取引に関する債権債務については、*加盟店契約*の各条項が適用されるものとし、それに関連する範囲で各条項の効力は存続します。

第 23 条 秘密保持および個人情報

a 秘密保持

*加盟店*は、*本規約*の条項、*加盟店*と*アメリカン・エクスプレス*またはその*関連会社*との関係および*加盟店*の*信用販売*に関して*当社*から提供される情報で公になっていないもの（*加盟店手数料*を含む。）の秘密を保持しなければならず、これらを第三者に開示してはなりません。*加盟店*は、第三者に対する*カード会員情報*の移転または漏洩を防止するために必要なあらゆる措置を講じ、いかなる理由であっても、またどのような形であれ、*カード会員*の氏名および住所を複写、複製、または長期保存しないものとします。*カード会員情報*は機密であり、*個人情報保護法*に基づく*カード会員*の権利の対象です。別に指定がある場合を除き、*加盟店*は*カード会員情報*を開示してはならず、*本規約*に基づき*カード取引*を円滑に行うため以外の目的で*カード会員情報*を使用してはなりません。*加盟店*は、第 12 条（*カード会員情報の保護*）および*当社の DSOP*に従って、*カード会員情報の秘密保持*を確実に行う責任を負います。*加盟店*は、*加盟店契約*終了時には、*カード会員情報*その他の*加盟店契約*に関して知った情報で公になっていないものについて、*当社*に返還し、または廃棄しなければなりません。

b 個人情報保護義務

*加盟店*は、以下の各号を遵守するものとします。

- (i) すべての*個人情報*に関して、*個人情報保護法*および*DSOP*を含む*当社*が*加盟店*に提示する指示、方針、または手続に従うものとします。
- (ii) *当社*が*個人情報*に関して*加盟店*に与える合理的な指示に直ちに従うものとします。
- (iii) *加盟店契約*および*本規約*の目的のためだけに*個人情報*を利用し、それ以外の目的で*個人情報*を利用しないものとします。
- (iv) *加盟店*の許可された人員のみが*個人情報*にアクセスすることとし、当該人員はすべて本条および*個人情報保護法*の要件を満たすために適切な訓練を受けるものとし

ます。

- (v) *加盟店*の*個人情報の使用*、複写および開示の完全で正確な記録を管理し、請求があれば直ちに*当社*または*当社の*指定する者にこれらの記録と*個人情報の記録*を提出するものとします。
- (vi) *カード会社*が*個人情報*に関する質問またはクレームを受けた場合には、これを解決できるよう、*当社*に対し必要な合理的な協力をするものとします。
- (vii) (a) *個人情報の不正な使用・複写・開示*がなされたこと、または漏洩の事実を知ったか、その疑いを持った場合、または (b) 何らかの法律によって、*加盟店*が本項を遵守できないか、または遵守できないおそれがある場合には、*加盟店*は直ちに*当社*に通知するものとします。

c 加盟店情報についての定め

*当社*の*加盟店情報*の取扱いに関しては、別表 C に定めるとおりとします。

d 加盟店信用情報機関の利用および登録

*当社*が加盟する*加盟店信用情報機関*（以下「*加盟店信用情報機関*」という。）、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、*本規約別表 D*に記載のとおりとし、*加盟店*、*指定店舗*およびその代表者または*当社*に*加盟店契約*の申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（*本規約別表 C*および別表 D において、併せて「*加盟店等*」という。）はあらかじめこれに同意します。なお、*当社*が新たに*加盟店信用情報機関*に加盟する場合は、書面その他の方法により通知するものとします。

第 24 条 知的財産権

a 所有権

*当社*および*加盟店*は、相手方の*標識等*に何ら権利を有さず、相手方の事前の書面による合意なしに相手方の*標識等*を使用することはできません。ただし、*加盟店*の名称、住所（*加盟店*のウェブサイト・アドレスまたは URL を含む。）、およびカスタマーサービスの電話番号を、*カード会社*が発行する販売促進等の資材を含むあらゆる媒体において使用する場合を除きます。さらに*加盟店*は、事前の書面による*当社*の合意なしに、*当社*、*当社の関連会社*または*本規約*に関連するプレスリリースの発行またはいかなる発表も行ってもはいけません。すべての*カード会員情報*は機密であり、*カード会社*の所有するものとなります。

b アメリカン・エクスプレスの専有情報の使用限定

*カード会員情報*は、*個人情報保護法*に基づく*カード会員*の権利の対象であり、*当社*の専有情報です。別段の指定がない場合を除き、*加盟店*は*カード会員情報*を開示してはならず、また、*本規約*に基づく*カード取引*を円滑に行うため以外に使用しないものとします。*カード*を支払方法として示す場合には、*加盟店*は、*当社*および*当社の関連会社*の*標識等*を使わなければなりません。*加盟店*は、最初に 1 回、*当社*から書面による*標識等使用承認*を受ければ、以後都度の*当社*による承認を得ずに、*カード*が*加盟店*において取扱い可能な支払方法であることを広告等の販売促進物に掲載できます。ただし、その掲載は支払方法の一覧にその一つとし

てカードを掲示する場合に限られます。加盟店は、当社および当社の関連会社の標識等の適正使用について当社の指示を受け、当該指示に従う限り、一覧掲示に当社および当社の関連会社の標識等を使用することができます。当社は、加盟店による一覧掲示を拒否し、または都度の書面による承認取得を加盟店に要求する権利を留保します。

c 加盟店の専有情報の使用

当社は、当社の加盟店として、当社のガイド、ディレクトリ等やその他マーケティング宣伝物において、加盟店および指定店舗の名称および詳細を掲載することができます。当社はまた、当社の関連会社または選定された第三者に、当社の代わりに、またはそれらの者の利益のために、同様の扱いをさせることがあります。加盟店は、当社がかかる目的のために、加盟店の標識等の適正使用に関しての加盟店の指示を受け、当該指示に従う限り、加盟店の標識等を利用できることに同意します。

d ネットワークデータ

加盟店は、当社が本規約に基づき加盟店にサービスを提供するにあたり、当社のネットワーク経由で取引関連データや顧客情報（以下、「ネットワークデータ」という。）を取り込むことを承認し、同意します。すべてのネットワークデータは機密であり、カード会社の所有に属します。当社は、ネットワークデータ、およびネットワークデータの編集物（統計学データ、動線、閲覧やナビゲーションパターンおよび取引特性等）を共有し、二次ライセンスを与え、配布します。

第 25 条 表明、保証

加盟店は、当社に対し、以下の事項を表明および保証します。

- (i) 加盟店は、事業を行うすべての地域で事業を行う必要な資格および許認可を有していること。
- (ii) 加盟店は、本規約の定めに従って義務を履行し、期限までに債務を履行するための完全な権限ならびに必要な資産および支払能力を持つこと。
- (iii) 加盟店の事業または本規約の定めに従って義務を履行し、もしくは期限までに債務を履行する加盟店の能力に重大な悪影響を与える可能性のある事情は存在しないこと。
- (iv) 加盟店は、加盟店の指定店舗、その関連会社および加盟店が特定した個人（本規約に示される者を含む。）を代理して本規約による加盟店契約を締結し同意する権限を有していること、および本規約に署名または記名捺印した者は加盟店、加盟店の指定店舗およびその関連会社等を拘束する権限を有すること。
- (v) 加盟店は、本規約上の加盟店の支払を受ける権利を第三者に譲渡していないこと。
- (vi) 加盟店が決済請求するすべての立替払金から生じるすべての債務は、真正であり、担保権、権利主張またはその他の制約を受けていないこと。
- (vii) 加盟店が本規約に関連して提供したすべての情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (viii) 加盟店は本規約を読み、自分の記録のために保管していること。

加盟店は、上述の状況に変化があった場合、当社に通知しなければなりません。たとえ加盟店が当社に通知したとしても、加盟店の表明または保証のいずれかが偽り、または不正確または不完全になった場合、当社は、契約違反として本規約を解除する権利を保有します。

第 26 条 税金

特に記載がないかぎり、本規約中で支払うべきすべての金額は税抜きで表示してあり、金銭的または非金銭的対価の有無にかかわらず、適用される税金がある場合、支払うべき金額に税金分が追加されなければなりません。本条に基づいて支払うべき税金については、本規約に基づく支払の期限と同時に支払期限が到来します。本規約に関連して発生する自身の税については各自責任を負います。

第 27 条 反社会的勢力との取引謝絶

a 属性に関する確約

加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店関係会社等」という）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団およびその他の犯罪集団、テロリスト等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (iii) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (v) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

b 行為に関する確約

加盟店関係会社等は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (i) 暴力的な要求行為
- (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (iv) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (v) その他前各号に準ずる行為

c 確約違反の疑いがある場合の措置

当社は、加盟店関係会社等が第 a 項もしくは第 b 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約の締結を拒絶し、または、本規約に基づくカード取引を一時的に停止することができるとします。カード取引を一時停止した場合には、加盟店関係会社等は、当社が取引再開を認めるまでの間、カード取引を行うことができないものとします。

d 確約に違反した場合の措置

加盟店関係会社等が第 a 項もしくは第 b 項のいずれかに該当した場合、第 a 項もしくは第 b 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのカード取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本規約を解除できるものとします。この場合、加盟店関係会社等は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第 28 条 その他

a 準拠法、管轄

加盟店契約および本規約の準拠法は日本法とし、加盟店契約および本規約から生じる紛争については東京地方裁判所および東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

b 解釈

文脈上別段の解釈を要する場合を除き、本規約を解釈する際に、

- (i) 単数は複数を含み、その逆もまた同様です。
- (ii) 「または」という表現は、いずれかを排除するものではありません。
- (iii) 「…を含む」という表現は、「…を含むが、そのみに限らない」を意味します。
- (iv) 「日」という表現は、「暦日」を意味します。
- (v) (加盟店規程、本規約を含む) 契約、証文、合意、方針、手続、またはその他文書には、随時修正、補足、改定、一時停止、更改、再締結、または更新されたものを含みます。
- (vi) すべての見出し、表題等の用語は参考にすぎません。
- (vii) 「…することができます」という用語は「…する義務ではなく、…する権利を有します」を意味します。
- (viii) 特に明記しないかぎり、金額はすべて日本円です。

c 遅延損害金

当社は、加盟店が支払うべき金額について、その遅延した日数に応じて遅延損害金（1 年を 365 日とする日割り計算とします。）を請求する権利を有します。

d 譲渡

加盟店は、当社の事前の書面による同意なしに、加盟店契約に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡し、更改し、下請けに出し、または移転させないものとします。当社は、当社の関連会社または第三者に対し、加盟店契約に基づく権利または義務の一部または全部を譲渡し、更改し、下請けに出すことができます。本規約で別途定める場合を除いて、本規約は両当事者ならびにそれぞれの承継人および譲受人を拘束します。

e 権利放棄

加盟店契約に基づく権利、権限もしくは救済手段を行使せず、または、権利、権限もしくは救済手段の行使を遅延したとしても、それによって権利、権限または救済手段が放棄されたとはみなされません。何らかの機会に当社が権利放棄を行っても、それは他の機会の権利放棄を構成するものではありません。加盟店契約のいかなる条件の放棄も、書面によってなされ当社の署名がなければ有効ではありません。

f 分離可能性

本規約の条項のいずれかが無効と判断される場合、本規約のそれ以外の条項の効力は存続し、両当事者を拘束します。

g 変更

当社は、加盟店に対し少なくとも 10 日前の通知をすることにより、本規約をいつでも変更することができます。緊急な規制またはセキュリティ上の必要が生じ、本規約を変更する場合、変更前または変更後速やかに加盟店に通知します。加盟店は、変更の通知後にカードの取り扱いを続ける場合には、加盟店は変更された条項を受け入れたとみなされます。

h 不可抗力

いずれの加盟店契約の当事者も、天災地変、政府介入、電気、通信、衛星もしくはネットワークの機能不全、不正アクセスもしくは窃盗、テロ行為、または労働争議もしくはストライキを含む、当事者の支配の及ばない事由から生じた不履行または遅延については責任を負いません。

i 第三受益者の不存在

本規約に別段の定めのないかぎり、本規約は、本規約の適用当事者でない者にいかなる権利または利益も付与するものではなく、そのような付与を意図していません。

j 完全合意

本規約は加盟店と当社との間の完全な合意内容を構成するものであり、本規約の適用される内容に関する従前の合意、表明または了解に取って代わります。

k 法律の遵守

加盟店は、加盟店に適用されるすべての法律、規則および規範を遵守することに同意します。

別表 A 定義

- 「**AESK プログラム**」とは、当社の American Express SafeKey プログラムを意味し、デジタル取引またはアプリケーション取引による立替払金に認証手段を使用してより強いセキュリティを提供します。詳細な情報は www.amexsafekey.com または当社が指定するウェブサイトで入手できます。
- 「**DSOP**」とは、**加盟店規程**に付随する当社のデータセキュリティ運営方針を意味します。
- 「**アメリカン・エクスプレス**」または「**当社**」とは、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）をいいます。
- 「**アメリカン・エクスプレス・カード・サービス**」とは、**当社**、その**関連会社**、ならびに**当社**が日本国内・海外で現在および将来において提携する会社・組織がこの規約に基づき運営するカード決済システムをいいます。
- 「**カード**」および「**アメリカン・エクスプレス・カード**」とは、**当社**または**当社の関連会社**の**標識等**を付けているカード（クレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードを含む）、代金決済商品、携帯電話端末、または支払手段をいいます。
- 「**カード会社**」とは、**当社**、その**関連会社**、またはこれらの者からライセンス提供を受けた者で、カードを発行する者をいいます。
- 「**カード会員**」とは、カードの表面に名前が表示されている者（またはプリペイドカードの保有者（カードに名前が印字されている場合と印字されていない場合があります。））をいいます。
- 「**カード会員情報**」とは、**カード会員**（個人および団体を含む）および**カード取引**に関する情報をいい、氏名、住所、カード番号およびセキュリティコードを含みます。
- 「**カードデータ**」には以下の項目を含みます。カード会員の氏名、カード番号、有効期間、立替払金日付、立替払金金額、承認番号、物品およびサービスの明細、**加盟店名**、**加盟店の住所**、**加盟店番号**、および該当する場合には、**指定店舗番号**、**カード会員の署名**（取得した場合）、ならびに**当社**または**準拠法**によって随時要求されるその他の情報のすべて。
- 「**カード番号等**」とは、割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（カード番号、有効期間、P/N またはセキュリティコード）その他のカード利用に必要な情報をいいます。
- 「**セキュリティガイドライン**」とは、クレジットカードセキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード

不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいいます。

- 「**加盟店**」とは、**本規約**に基づいて**信用販売**を行う法人または個人をいいます。
- 「**指定店舗**」とは、この規約に従って**信用販売**を行う**加盟店**指定の店舗、**加盟店ウェブサイト**、オンライン・ネットワークその他の物品およびサービスの販売方法（**加盟店**が将来採用するものを含む。）のうち、**当社**が承認したものをいいます。
- 「**加盟店番号**」（「**指定店舗番号**」と表記する場合もある。）とは、**当社**が**加盟店の指定店舗**に割当てする個別番号で、**加盟店**が 2 店以上の**指定店舗**を有する場合、異なる**加盟店番号**をそれぞれに割当てます。
- 「**加盟店関係者**」とは、「**DSOP**」で定義されます。
- 「**関連会社**」とは、関連当事者を支配し、関連当事者の支配を受け、または関連当事者と共通の指揮、経営もしくは支配下にある法人または組織をいい、子会社を含みます。
- 「**本規約**」とは、アメリカン・エクスプレス・カード・サービス**加盟店規約**、**申込書**および**カード取扱規程**ならびにそれらの別表をいい、それらは随時改定または補足されることがあります。
- 「**加盟店規程**」とは、アメリカン・エクスプレス**加盟店規程**をいい、**当社**のウェブサイト www.americanexpress.com/InternationalRegs で確認できます。
- 「**加盟店契約**」とは、**本規約**に基づき**当社**と**加盟店**との間で成立するカードの取扱いおよび**信用販売**に関する契約のことをいいます。
- 「**申込書**」とは、アメリカン・エクスプレス・カード・サービスに参加するために、**加盟店**が記入、署名または記名捺印し提出した**加盟申込書**をいいます。
- 「**カード取扱規程**」とは、**信用販売**に関する運用方針、手続および規則をいい、随時**加盟店**に通知され、または改定されるものです。
- 「**その他の契約**」とは、**加盟店契約**を除く、**加盟店**と**当社**または**当社の関連会社**、または**加盟店**と**カード会員**の間で締結されるその他の契約をいいます。
- 「**標識等**」とは、名称、ロゴ、サービスマーク、商標、商号、キャッチフレーズまたは他の専有の呼称をいいます。
- 「**プリペイドカード**」とは、「**プリペイドカード**」と表記されているカード、または**当社**が**加盟店**に通知する**プリペイドカード**としての識別要素を搭載しているカードをいいます。

- 「*その他の支払手段*」とは、チャージカード、クレジットカード、デビットカード、ストアデバリュカードまたはスマートカード、代金決済商品、またはその他支払いのためのカード・サービス商品であって、カード以外のものをいいます。
- 「*信用販売*」とは、カード会員と加盟店との間における物品（商品、権利等）の販売またはサービスの提供に係る取引であって、その代金または対価等が、加盟店とカード会員の間で直接に授受されることなく、当社所定の方法によるアメリカン・エクスプレス・カードの利用により当社を通じて決済されるものをいいます。
- 「*立替払金*」とは、カードでなされる支払または購入の金額をいいます。
- 「*返還請求する*」とは、当社が、加盟店から返還請求権の対象となる立替払金の金額の返還を求めることをいいます。
- 「*承認*」とは、本規約で定める「立替払金」の承認を取得する手続をいいます。
- 「*加盟店手数料*」とは、当社から別途加盟店に通知し、信用販売を行うことにに対し当社が加盟店に課金する金額をいいます。
- 「*取消し*」とは、カードで行われた購入または支払について、立替払金を解消し、加盟店がカード会員に払戻す手続のことをいいます。
- 「*指定銀行口座*」とは、日本国内の金融機関にある加盟店の指定銀行口座をいいます。
- 「*現地通貨*」とは、日本円をいいます。
- 「*税金*」とは、消費税および本規約と加盟店契約に基づいてなされた取引に関して課される、または算定されるすべての税金をいいます。「消費税」の適用に関して使われる用語または表現は、消費税法で定義されるものと同様の意味を有します。
- 「*紛議のある立替払金*」とは、クレーム、不服申立て、または疑義（自己による利用でない旨の主張を含む。次の文において同じ。）が提起された立替払金をいいます。また、「紛議」とはこれらのクレーム、不服申立て、または疑義をいいます。
- 「*個人情報*」とは、個人情報保護法で規定される情報をいいます。個人情報には、加盟店が受領またはアクセスするカード会員の情報、当社が受領またはアクセスする加盟店（加盟店が個人の場合）の情報および申込書の一部やカードの取扱いにおいて提供される加盟店個人従業員の詳細情報が含まれますが、それに限定されるものではありません。
- 「*個人情報保護法*」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、改正を含む。）およびプライバシーまたは個人情報の保護に関する日本国内またはその他地域における法的規制または遵守事項で、アメリカン・エクスプレスまた

は加盟店が従わなければならないものをいいます。

以上の用語については斜体字で本文中に表記しています。本規約の本文で定義するその他の用語は「」で囲んで表記します。

別表 B 店子による信用販売についての特則

a. 店子による信用販売

加盟店は、本規約第1条（総則）第f項にかかわらず、当社の事前の承諾を得た場合には、モールの店舗その他の一定の第三者（以下「店子」といいます。）に信用販売を行わせることができます。この場合、加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、店子の管理監督を行うものとします。

b. 店子契約の締結

店子に信用販売を行わせる場合には、加盟店は、あらかじめ店子との間で契約（約款に基づく契約を含み、「店子契約」という。）を締結するものとします。加盟店は、第d項の店子に関する情報の届出を踏まえた当社の審査に店子が合格した旨の通知を受けた後に、店子契約を締結し、店子に信用販売を開始させるものとします。

c. 本規約に定める義務の適用

加盟店は、本規約に定める加盟店の義務を店子に遵守させるものとします。また、加盟店は、信用販売に関する店子の行為が自身の行為とみなされることをあらかじめ承諾し、本規約の規定による店子の義務について店子と連帯して責任を負います。

d. 店子に関する情報の届出および店子に対する調査等

加盟店は、本規約第2条（加盟店情報の届出義務）に基づき、店子に関する情報を調査の上、加盟店情報として当社に届け出るものとし、本規約第3条（加盟店に対する調査等）に基づき、店子を調査し、または店子をして当社の調査に応じさせるものとします。また、加盟店は、店子の管理監督上必要と認める場合、および当社から要請があった場合は、割賦販売法第35条の17の8第1項および第3項（同法施行規則等の関連する規定を含む。）に規定される事項について自ら調査を行ったうえ、速やかに当社へ回答するものとします。加盟店は、本項に基づく調査に関する記録を作成し、当社所定の記録保存期間、保存するものとします。

e. 加盟店の報告および協議対応義務

加盟店は、当社が要求した場合は、前項に基づく届出、調査および記録保存（以下「店子調査等」といいます。）の遂行状況を書面で報告するものとします。加盟店および当社は、当該報告の結果を踏まえ、店子調査等の遂行の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力の上対応するものとします。また、加盟店は、店子調査等に関して、本特則に違反し、または割賦販売法その他何らかの法令に違反したことが判明した場合には、直ちに当社に報告しなければならないものとします。

f. 店子調査等の委託

加盟店は、店子調査等を第三者に委託する場合は、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。加盟店が本項に基づく委託をする場合には、当該委託先に対して、当社による前項に基づく報告徴求と同様の報告徴求に応じることを義務づけるものとします。

g. 店子調査等の結果の目的外使用等の禁止

加盟店は、店子調査等の結果について、第三者に提供・開示・預託・漏洩等せず、店子の管理監督、記録保存および当社への提出以外の目的に使用しないこととします。ただし、本規約に規定する調査によらずに加盟店が入手した情報については、法令に反しない範囲で、第三者への提供・開示・預託または営業の目的での利用をすることができます。

h. 加盟店および店子による是正改善計画の策定と実施

当社は、店子調査等の結果を踏まえて、加盟店および店子に対して、本規約第16条（是正改善計画の策定と実施）各項に規定する措置を講じることができるものとし、加盟店および店子は、これに応じるものとします。

i. 店子による信用販売の停止

店子が本規約に違反した場合および店子について本規約第21条（契約違反による解除等）第b項第(ii)号から第(x)号までに掲げる事由が生じた場合には、当社は、加盟店に通知することにより、当該店子に関する範囲で加盟店契約の一部を解除することができます。この場合、加盟店は、解除の事実を当該店子に通知するとともに、当該店子をして信用販売を直ちに停止させ、カードに関する情報の消去その他必要な措置を講じさせなければならないものとします。

j. 加盟店による個人データの漏えい等

加盟店は、本特則に基づき、店子に対する調査等を行った結果として取得した店子情報（店子の代表者の情報を含みます。）を漏えい、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合、当該事態（以下「漏えい等」といいます。）が生じた旨を速やかに（概ね3～5日以内に）当社に通知しなければならないものとします。この場合、以下の（1）から（5）および（9）の事項のうち、その時点で把握しているものを通知しなければならないものとします。加盟店は、当社の事前の書面による同意を得ずに、本人への通知または漏えい等に関するいかなる公表もしくは第三者への連絡も行わないものとします。加盟店は、当社が個人情報保護法に従って以下の（1）から（9）までの事項を監督当局に報告しなければならない可能性があることを理解し、当社の指示に従って当該漏えい等に関する調査および当社への報告を行うものとします。

- （1）概要
- （2）漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データの項目
- （3）漏えい等が発生し、または発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- （4）原因
- （5）二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- （6）本人への対応の実施状況
- （7）公表の実施状況
- （8）再発防止のための措置
- （9）その他参考となる事項

別表 C 加盟店情報の取扱い

a 加盟店情報の収集、利用、開示の同意

加盟店は、当社が加盟店、加盟店の指定店舗、加盟店が特定した個人（後述する「関係個人」を含む。）について、信用販売に関する情報を収集し、それに個人情報が含まれることがあることに同意します。加盟店は、当社が法律で許可された範囲で情報を以下のように利用し開示することに同意します。

- (i) 当社の関連会社、カード会社、および通常業務の範囲で当社にサービスを提供する第三者のサービス提供会社に対して、加盟店の管理やサービス提供、加盟店の指定店舗の立替払金の処理および回収、ならびに加盟店が参加する特典やプログラムの管理の目的のため。
- (ii) 当社の代理人や下請け業者、またはその他の者に対して、カード商品に関連する不正防止の目的のため。
- (iii) 債権回収会社や弁護士に対して、当社の加盟店に対する債務回収、および加盟店や加盟店の指定店舗との係争対応の目的のため。
- (iv) 法的事項または法的規制で認められている場合、および法律を遵守するのに必要な場合。
- (v) 当社の加盟店管理、立替払金の承認、不正防止、商品やサービス開発への協力および市場調査のために、加盟店の情報、または加盟店の指定店舗の立替払金（カード会員情報を含む当社独自情報と統合する場合もあります）の情報を分析すること。
- (vi) 一貫したサービス基準と業務を確実に行うために、当社もしくは選定された組織による加盟店から当社への電話をモニターし、または録音すること。
- (vii) 加盟店の財務状況、加盟店の身元調査、および加盟店の身分証明に関する情報を入手し確認するために、第三者のデータベースや加盟店から提供された照会状（加盟店の取引銀行または金融機関等）を利用するため。
- (viii) 当社は、加盟店の電子メールアドレスを、オンラインアカウント・サービスの利用登録、加盟店サービスメッセージの送信、および加盟店に関する重要な情報の通知のために利用します。当社による加盟店の情報およびプライバシーの取扱いについては、当社のウェブサイトで公表する当社のデータ保護およびプライバシーについての指針 (https://www.americanexpress.com/japan/legal/security/protection/data_protection.shtml) をご確認ください。

b 情報の登録および利用等

加盟店等は、下記の各号に定める加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という。）につき、当社が、当社が策定する保護措置を行った上で、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断および加盟店調査の義務の履行の目的で、当該加盟店等の情報を収集し利用することがあることに同意します。

- (i) 法人名、法人所在地、法人番号、代表者氏名、代表者生年月日、電話番号等加盟店等が申込時および変更届時に届け出た事項。
- (ii) 加盟申込日、加盟承認日、業種、取扱商品、販売形態

等の加盟店または指定店舗と当社の契約内容に関する事項。

- (iii) 加盟店と指定店舗の信用販売の状況。
- (iv) 当社が収集した指定店舗のクレジット利用履歴。
- (v) 加盟店と指定店舗の営業許可証等の確認書類の記載事項。
- (vi) 当社が適正かつ適法な方法で取得した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (vii) 加盟店および指定店舗について、電話帳、住宅地図、官報等で公開されている情報。
- (viii) 割賦販売法に基づき加盟店調査が行われたという事実および調査内容。
- (ix) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに関わる契約を解除した事実および解除された事項。
- (x) 当社が加盟する加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の会員会社が調査収集した加盟店情報。

c 加盟店情報の使用

当社は、前項に定める目的および以下の目的のために、加盟店情報を使うことができます。当社は、加盟店契約に基づいて当社が行う業務を第三者に委任する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託することがあります。また、当社は、当社ウェブサイトに掲載する当社の提携会社と共に、加盟申込審査および加盟後の管理等取引上の判断のため、加盟店情報を共同使用することがあります。

- (i) 本規約に基づき当社が行う活動。
- (ii) マーケティングおよびプロモーション用宣伝物の送付、当社または他の加盟店等の営業案内。
加盟店は、信用販売を行うことにより、当社がマーケティング目的で加盟店情報を使うことに同意します。これには、当社から直接、もしくは当社の関連会社または選定された第三者による加盟店へのマーケティングの提案やプロモーション用宣伝物の送付、および顧客や市場調査のため加盟店や加盟店の指定店舗に関する情報の利用を含みます。当社はこれらの情報を加盟店の申込書、アンケートや調査、加盟店の指定店舗からの立替払金の分析、および商店、マーケティング会社等の外部源の情報、あるいは一般に公開されている情報から入手することができます。加盟店の要請に応じ、当社事業が影響を受けない範囲で、当社はマーケティングの提案やプロモーション宣伝物の送付を中止します。加盟店が提案や宣伝物の送付の中止を希望する場合、アメリカン・エクスプレス加盟店サービスホットラインまで連絡するものとします。通話料無料 0120-333983 (9:00 ~ 17:00 / 土日祝休)
- (iii) 当社は、加盟店または加盟店の代表者が当社のカードの発行を申し込みカード会員となる場合は、当該カード会員との取引の与信判断および与信後の管理（支払延滞時の督促および債権譲渡を含む。）、ならびに、加盟店の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断および加盟店調査の義務の履行の目的で、加盟店情報と共

に、以下の情報を利用する（これらの情報を紐付けて利用することを含みます。）ことができるものとします。

- (a) 所定のカード申込書等に当該カード会員が記載した当該カード会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等（変更の届出があったものを含む。）
- (b) カード会員規約に基づく取引に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、*加盟店*での利用に関する情報

d 加盟店情報の開示、訂正、削除

加盟店等は、*当社*および加盟店信用情報機関に対して、*当社*または加盟店信用情報機関が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、*当社*への開示請求の窓口は本規約第18条（通知）の*当社*連絡先窓口とし、加盟店信用情報機関への開示請求の窓口は本規約別表Dの加盟店信用情報機関とします。加盟店情報の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、*当社*は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

e 加盟店情報の取扱いに関する不同意

*当社*は、加盟店等が加盟申込みに必要な事項を記載しない場合、または第a項 から第d項 までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾しない場合は、加盟を断り、または*加盟店契約*解約の手续をとるとともに、*信用販売*を停止させることがあります。ただし、第c項に定める*当社*または他の加盟店等の営業案内に対する中止の申し出があった場合にはこの限りではありません。

f 契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用

理由の如何を問わず*当社*が加盟を承認しない場合、加盟申込みをした事実は、第c項に記載する目的および本規約別表Dの定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。*当社*は、*加盟店*によるアメリカン・エクスプレス・カード・サービスへの加盟が終了した後も、第c項に記載する目的および第d項に記載する開示請求への対応に必要な範囲で、法令で定められた所定の期間または*加盟店*と*当社*の間で合意された期間、加盟店情報を保有し利用します。

g 署名（または記名捺印）者、実質的所有者、会社役員

*当社*は、本規約に署名または記名捺印した者の情報を収集し利用します。*加盟店*の法人組織によっては、*当社*は*加盟店*の実質的所有者、共同経営者、取締役、会社役員（以下、併せて「関係個人」という。）の情報を収集し利用することがあります。*加盟店*は、*加盟店*が関係個人にデータ収集について知らせ、必要に応じて本規約で定める情報の処理について同意を得たことを表明および保証します。

h 個人情報の海外処理

*加盟店*は、上記の個人情報の処理が日本国内および海外で行われることに同意します。

*当社*は、*加盟店*の場所やカード会員の場所によって個人情報を米国やその他の国で処理します。

i 加盟店情報の収集および政府機関への開示

加盟店情報は、適用ある法律を遵守するために利用されることがあります。その法律には、マネーローニング防止およびテロ対策に関する法律を含みますが、これらに限定されるものではありません。日本国外の政府や規制当局に情報の開示が求められることがあります。*当社は加盟店*にパスポート、運転免許証、またはその他の身分証明書の提出を求め、これらを複写し保持する必要がある場合があります。*加盟店*が偽った、もしくは不正確な情報を提供し不正が認められた場合、*当社は*詳細を法執行当局に連携し、当局は*加盟店*のデータを独自の目的に利用することがあります。*加盟店*は、アメリカン・エクスプレスの最終的な親会社アメリカ合衆国に本部を置くこと、従って*当社*が当該管轄の法律の対象となることを承認し、同意します。*当社*または*当社の関連会社*が、アメリカ合衆国税法を含む合衆国およびその他の国の適用されるすべての法律を遵守するために、*加盟店*は、*当社*に対してすべての必要な情報を提供し、また*当社*が要求するすべての必要な文書（適切に締結され有効な合衆国内歳入庁納税申告書を含む。）に署名し、*当社*および*当社の関連会社*が情報を収集し、利用し、開示することに同意します。

j 個人情報に関する指針

*当社*のデータ保護およびプライバシーについての指針は*当社*のウェブサイトで公表しています。https://www.americanexpress.com/japan/legal/security/protection/data_protection.shtml。*当社*によるオンラインで収集した情報の利用については、オンラインプライバシーに関する声明ご確認ください。https://www.americanexpress.com/japan/contents/legal/security/online_privacy_statement.shtml?inav=jp_footer_legal_onlineprivacy。

k 個人情報に関する質問

*加盟店*が、*当社*が保有する*加盟店*の情報の開示を要請する場合、*当社*に通知するものとします。*加盟店*が要請した場合、*当社は*法律で義務付けられている通り*当社*が保有する*加盟店*の情報を伝えます。*加盟店*は情報が不正確または不十分であると信じる場合に*当社*に通知し、*当社は*訂正するものとします。

別表 D アメリカン・エクスプレスが加盟する 加盟店信用情報機関

当社は、下記のとおり個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号にもとづく加盟店情報の共同利用を行っております。

1. 加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第 35 条の 18 の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。
協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理および提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDM センター」という。）において行っております。

2. 加盟店等から収集した情報の報告および利用について

加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査ならびに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続に係る審査等の目的のため、「3. (2) 共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、JDM センターへ報告し、JDM 会員によって共同利用します。

3. 加盟店情報の共同利用

(1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が JDM センターに報告することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

(2) 共同利用する情報の内容

- ① 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由
- ② 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由
- ③ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
- ④ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等の

ための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由

- ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報
- ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。

(3) 保有される期間

上記 (2) の情報は、登録日（③および⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間保有されます。

4. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター

※ JDM 会員は、協会のホームページに掲載しています。

ホームページ <https://www.j-credit.or.jp/>

5. 制度に関するお問合わせ先および開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせおよび開示の手続きについては、下記 6. JDM センターまでお申出ください。

6. 運用責任者

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）

住所：東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル

代表理事：松井 哲夫

電話番号：03-5643-0011（代表）